

直轄地すべり対策事業〈公共〉

【令和2年度予算概算決定額 170（200）百万円】

〈対策のポイント〉

農用地・農業用施設や人家、公共施設などを地すべりから守り、国土の保全や安全で快適な生活環境の実現に貢献するため、地すべり防止区域内の**地すべり防止工事を実施します。**

〈政策目標〉

湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積約34万ha（うち農地面積約28万ha） [令和2年度まで]

〈事業の内容〉

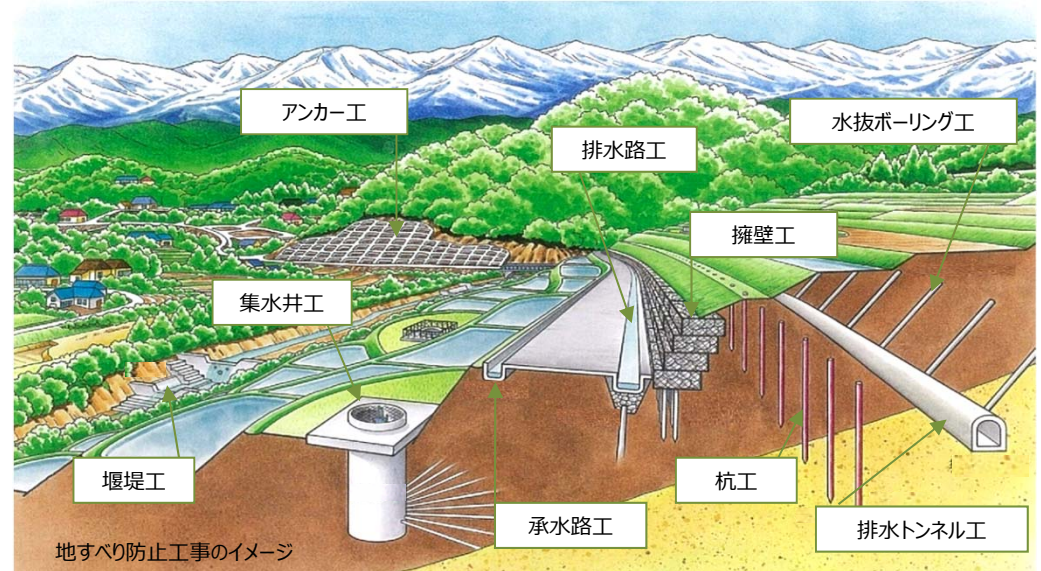
地すべりによる被害を除去し、または軽減するために、地表水の排除、地下水の排除、土留工、侵食防止工等の地すべり防止工事を実施します。

事業実施にあたっては、地すべり防止工事について以下のいずれかを満たすものとなります。

- 規模が著しく大きいもの。（おおむね50億円以上）
- 高度の技術を必要とするもの。
- 高度の機械力を使用して実施する必要があるもの。
- 都道府県の区域の境界にかかるもの。

※ 地すべりとは、急傾斜地の崩壊やとは異なり、地下水等に起因して土地の一部がすべる現象のことをいう。

〈事業イメージ〉



〈事業実施主体〉

国（国費率：2／3）



【お問い合わせ先】 農村振興局防災課（03-3502-6430）